

東北地方整備局管内の建設業

大臣許可業者における

建設業許可の手引き

平成29年6月30日改訂版

国土交通省 東北地方整備局

建政部 建設産業課

※この手引きは、随時見直されます。

<目次>

1. 建設業許可制度の概要	1
2. 大臣許可の申請	3
3. 許可後の届出等について	5
4. 許可証明書の発行について	7

※経営事項審査については、「経営事項審査の手引き」をご覧ください。

平成28年11月1日より許可様式が改正されました。

新様式は東北地方整備局ホームページをご参照下さい。

<http://www.thr.mlit.go.jp/bumon/b06111/kenseibup/>

1. 建設業許可制度の概要

建設業を営もうとする者は、軽微な建設工事のみを請け負って営業する場合を除き、請け負おうとする建設工事に対応する種類ごとに建設業の許可を受けなければなりません。（建設業法第3条、施行令第1条の2）

※「軽微な建設工事」とは

- 建築一式工事・・・ 工事1件の工事代金の額が1,500万円に満たない工事
または延べ面積が150㎡に満たない木造住宅工事
- その他の工事・・・ 工事1件の請負代金の額が500万円に満たない工事

建設業の許可と建設工事の種類

建設業の許可	
大臣許可と知事許可	大臣許可：2以上の都道府県に営業所を設置して建設業を営む場合 知事許可：1の都道府県のみで営業所を設置して建設業を営む場合
許可の区分 (一般建設業と特定建設業)	許可には「一般建設業」と「特定建設業」の許可があります。特定建設業者でなければ、発注者から直接受注した工事について、総額4,000万円（建築一式工事：6,000万円）以上の下請工事の契約を締結することができません。
建設工事の種類	土木一式工事、建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造工事、鉄筋工事、ほ装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事、解体工事

※「営業所」とは

営業所とは、本店または支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所をいいます。常時建設工事の請負契約を締結する事務所でない場合であっても、他の営業所に対し請負契約に関する指導監督を行う等建設業に係る営業に実質的に関与する事務所であれば、営業所に該当します。

また、常時建設工事の請負契約を締結する事務所とは、請負契約の見積り、入札、狭義の契約締結等請負契約の締結に係る実体的な行為を行う事務所をいい、必ずしもその事務所の代表者が契約書上の名義人であるか否かを問うものではありません。

【許可の有効期限について】

建設業許可の有効期限は5年間です。更新申請は有効期間満了の30日前までに手続きして下さい。

なお、更新にあわせて業種追加を申請しようとする場合には、原則として更新しようとする許可の有効期間が6ヶ月以上残っていることが必要です。

【許可基準の概要】

	一般建設業	特定建設業	
		指定建設業以外	指定建設業(*)
経営業務管理責任者 (法第7条第1号)	法人：常勤の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者)のうち一人 個人：本人または支配人のうち一人 が以下のいずれかに該当することが必要です。 ・許可を受けようとする建設業に関し、5年以上経営業務の管理責任者としての経験を有していること。 ・許可を受けようとする建設業以外の建設業に関し、6年以上経営業務の管理責任者としての経験を有していること。 ・許可を受けようとする建設業に関し、経営業務の管理責任者に準ずる地位(使用者が法人である場合においては役員に次ぐ職制上の地位をいい、個人である場合においてはその本人に次ぐ職制上の地位をいう。)にあつて経営業務を補佐した経験を有していること。		
営業所の専任技術者 (法第7条第2号) (法第15条第2号)	許可を受けようとする建設業ごとに以下のいずれかの要件を満たす専任の技術者をその営業所ごとに置くこと (現場における管理技術者等の資格要件と同じ)		
	イ) 指定学科を卒業後 ①高等学校 5年以上 ②大学又は高等専門学校 3年以上 の実務経験を有する者 ロ) 10年以上の実務経験を有する者 ハ) 国土交通大臣がイまたはロと同等以上と認定した者	イ) 1級国家資格者 ロ) 左欄のイ、ロ、ハのいずれかに該当するもののうち、発注者から直接請け負い、その金額が4,500万円以上であるものに関し、2年以上の指導監督的な実務経験を有する者 ハ) 国土交通大臣がイまたはロと同等以上の能力を有するものと認定した者	イ) 1級国家資格者 ハ) 国土交通大臣がイまたはロと同等以上の能力を有するものと認定した者
誠実性 (法第7条第3号)	法人である場合は当該法人・役員・政令で定める使用人が、個人である場合は本人または政令で定める使用人が、請負契約に関して不正または不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと		
財産的基礎 (法第7条第4号) (法第15条第3号)	請負契約(軽微な建設工事を除く)を履行するに足りる財産的基礎または金銭的信用を有していること 次のいずれかに該当すること イ) 自己資本の額が500万円以上であること ロ) 500万円以上の資金を調達する能力を有すること ハ) 許可申請前の過去5年間許可を受けて継続して営業した実績を有すること	請負代金の額が8,000万円以上のものを履行するに足りる財産的基礎を有していること 次の全てに該当すること イ) 欠損の額が資本金の額の20%を超えていないこと ロ) 流動比率が75%以上であること ハ) 資本金の額が2,000万円以上であり、かつ、自己資本の額が4,000万円以上であること	
欠格要件 (法第8条) (法第17条)	許可申請書またはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、また重要な事実の記載が欠けているとき 次のいずれかに該当するとき 1 成年被後見人、被保佐人または破産者で復権を得ない者(法人の役員、支配人、営業所の長を含む) 2 不正の手段により許可を受けた場合、または営業停止処分違反したことによりその許可を取り消されて5年を経過しない者(法人の役員、支配人、営業所の長を含む) 3 許可の取消し処分を免れるために廃業の届出を行い、その届出の日から5年を経過しない者(法人の役員、支配人、営業所の長を含む) 4 上記3の届出があった場合に、許可の取消し処分に係る聴聞の通知の前60日以内に当該法人の役員等または個人の使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しない者(法人の役員等及び個人の使用人を含む) 5 営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者 6 営業を禁止され、その禁止の期間が経過しない者(法人の役員、支配人、営業所の長を含む) 7 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、またはその刑を受けることがなくなった日から5年を経過しないもの(法人の役員、支配人、営業所の長を含む) 8 建設業法または一定の法令の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、またはその刑を受けることがなくなった日から5年を経過しない者(法人の役員、支配人、営業所の長を含む) 9 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者 10 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が1から8のいずれかに該当する者 11 暴力団員等がその事業活動を支配する者		

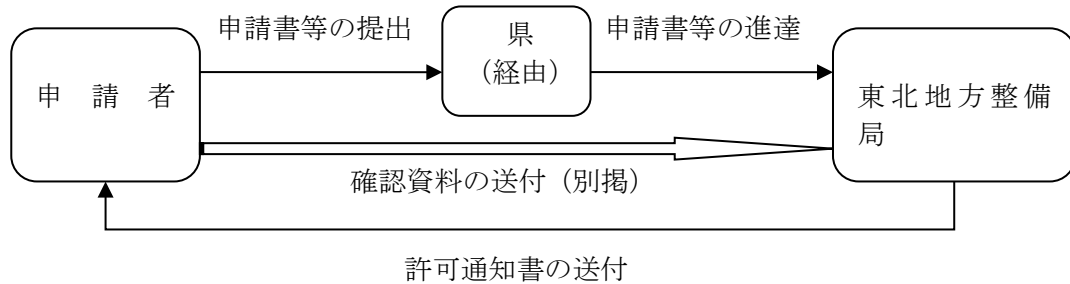
*指定建設業：土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、造園工事業

※特定建設業許可の財産的基礎要件について

特定建設業の許可更新にあたり、直前の決算期における財務諸表の内容が上記の基準を満たしていない場合、許可の更新はできません。更新申請にあたって財産的基礎要件を満たさない場合は、申請手続等について事前にご相談下さい。

2. 大臣許可の申請

大臣許可の申請は主たる営業所の所在地を管轄する県知事を経由して申請となります。申請から許可までの流れは以下の図のとおりです。



【申請区分と許可手数料】

申請区分	申請内容	登録免許税又は許可手数料の額※
新規	現在有効な許可を受けていない場合	①登録免許税 15万円 ②登録免許税 30万円
許可換え新規	知事許可から大臣許可に換える申請	①登録免許税 15万円 ②登録免許税 30万円
般・特新規	(A)一般建設業許可のみを受けている者が新たに特定建設業許可を申請する場合 (B)特定建設業許可のみを受けている者が新たに一般建設業許可を申請する場合	①登録免許税 15万円
業種追加	許可業種を追加する場合	①許可手数料 5万円 ②許可手数料 10万円
更新	すでに受けている許可を継続する場合	①許可手数料 5万円 ②許可手数料 10万円
般・特新規+業種追加	般・特新規と業種追加を同時に申請する場合	登録免許税 15万円 及び 許可手数料 5万円
般・特新規+更新	般・特新規と更新を同時に申請する場合	登録免許税 15万円 及び 許可手数料 5万円
業種追加+更新	業種追加と更新を同時に申請する場合	1)業追①+更新①許可手数料 10万円 2)業追①+更新②又は業追②+更新①許可手数料 15万円 3)業追②+更新②許可手数料 20万円
般・特新規+業種追加+更新	般・特新規、業種追加、更新を同時に申請する場合	登録免許税 15万円 及び 許可手数料 10万円

※①：特定または一般のいずれか一方を申請する場合 ②：特定と一般の両方を同時に申請する場合

【登録免許税と許可手数料】

東北地方整備局管内における登録免許税の納入先は以下のとおりです。直接納入するか、日本銀行、最寄りの国税の収納を行う日本銀行歳入代理店及び郵便局で納入することができます。

また、許可手数料については、申請書に収入印紙を貼付して下さい。

○登録免許税納入先 **仙台北税務署**

〒980-0011 仙台市青葉区上杉1-1-1 022-222-8121

申請区分毎のご提出頂く申請書と添付書類（申請書類等）は以下の通りです。

早見表(許可申請書と添付書類)

提出書類	提出時期	申請区分								
		随時				3~1ヶ月前	随時	6ヶ月前まで		
		①新規	②許可換え新規	③般特新規	④業種追加	⑤更新	⑥般特新規+業種追加	⑦般特新規+更新	⑧業種追加+更新	⑨般特新規+業種追加+更新
<p>○・・・提出必要 △・・・省略可 ※・・・変更がない場合には省略可 □・・・一般のみが特定を申請するとき以外は省略可</p>										
法定書類	様式第1号	建設業許可申請書	○	○	○	○	○	○	○	○
	別紙一	役員等一覧表(注1)	○	○	○	○	○	○	○	○
	別紙二(1)	営業所一覧表(新規許可等)	○	○	○	○	○	○	○	○
	別紙二(2)	営業所一覧表(更新)					○			○
	別紙三	収入印紙、又は登録免許税領収証書はり付け欄	○	○	○	○	○	○	○	○
	別紙四	専任技術者一覧表	○	○	○	○	○	○	○	○
	第2号	工事経歴書	○	○	○	○	△	○		◇
	第3号	直前3年工事施工金額	○	○	○	○	△	○		○
	第4号	使用人数	○	○	○	○	△	○		○
	第6号	誓約書	○	○	○	○	○	○	○	○
		登記されていないことの証明書	○	○	○	○	○	○	○	○
		身分証明書	○	○	○	○	○	○	○	○
			役員等(注2)及び令3条 使用人全員のものが必要							
	第7号	経営証明書	○	○	○	○	○	○	○	○
	別紙	経営業務の管理責任者の略歴書	○	○	○	○	○	○	○	○
	第8号	専技証明書(新規・変更)	○	○	○	○	○	○	○	○
		合格証・実務経験証明書・監理技術者資格者証等	○	○	○	○	○	○	○	◇
	第11号	令3一覧表	○	○	○	○	○	○	○	○
	第11号の2	国監者一覧表	○	○	□	△	△	□	△	□
	第12号	役員等の住所、生年月日の調書(注3)	○	○	○	○	○	○	○	○
	第13号	令3使用人の住所、生年月日の調書(注4)	○	○	○	○	○	○	○	○
		定款	○	○	○	△	※	△		※
	第14号	株主(出資者)調書	○	○	○	○	※	※		※
	第15~17号の3	貸借対照表	○	○	○	△	△	△		△
	損益計算書・完成工事原価報告書	○	○	○	△	△	△		△	
	株主資本等変動計算書	○	○	○	△	△	△		△	
	注記表	○	○	○	△	△	△		△	
	附属明細表(注5)	○	○	○	△	△	△		△	
	履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本)	○	○	○	△	※	△		※	
第20号	営業の沿革	○	○	○	△	○	△		○	
第20号の2	所属建設業者団体	○	○	○	○	※	△		※	
	納税証明書(法人税その1)	○	○	○	△	△	△		△	
第20号の3	健康保険等の加入状況	○	○	○	○	○	○		○	
第20号の4	主要取引金融機関名	○	○	○	△	※	△		※	
確認資料	経営	○	○	○	○	○	○	○	○	
	経験	○	○	*		*		*		
	専技	○	○	○	○	○	○	○	○	
	経験(実務経験、指導監督的実務経験の場合のみ)	○	○	○	○	○	○	○	◇	
	令3	○	○	○	○	○	○	○	○	
	権限	○	○	○	○	○	○	○	○	
	保険	○	○	○	○	○	○	○	○	
	健康保険・厚生年金	○	○	○	○	○	○	○	○	
	雇用保険	○	○	○	○	○	○	○	○	
	営業所	○	○	○	○	○	○	○	○	
存在	○	○	○	○	○	○	○	○		
所有	○	○	○	○	○	○	○	○		

- *・・・前回の許可申請時において既に経営として置かれており、その経験年数が7年以上である場合には前回の証明書の写しをもって代えることができる
- 〈注1〉 個人事業者であっても、経営者については記載する。「役員等」とは、従来からの役員に加え、相談役及び顧問(非常勤を含む)、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主等を含む。
- 〈注2〉 「顧問」、「相談役」及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主については、提出不要。
- 〈注3〉 経営者は作成しない。
- 〈注4〉 役員等が令3条使用人を兼ねている場合は省略可。
- 〈注5〉 附属明細表については特例有限会社を除く株式会社のうち、以下のいずれかに該当する者が提出します。ただし、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第24条に規定する有価証券報告書の提出会社にあつては、有価証券報告書の写しの提出をもって附属明細表の提出に代えることができます。

◎ 確認資料の詳しい内容は、「建設業許可申請等の確認資料について」を参照してください。

【大臣許可における標準処理期間について】

大臣許可における標準的な処理期間は、おおむね120日程度（都道府県の事務所等に提出してから東北地方整備局に到達するまで30日程度、到達してから当該申請に対する処分をするまで90日程度）を目安としています。

なお、この期間には形式上の不備の是正等を求める補正に要する期間、審査のために必要な資料提出を求めてから申請者がその求めに応答するまでの期間は含まれません。

【確認資料について】

確認資料とは、許可申請書及び添付書類として定められている提出書類とは別に、申請等の内容を審査するために必要な書類（資料）のことです。この確認資料に基づいて、経営者や技術者の常勤性や営業所の実在性などを審査しています。

許可申請書等を県庁窓口に出した後、2週間以内に「確認資料」を東北地方整備局建政部建設産業課建設業許可担当あてに直接郵送して下さい。

確認資料の詳細は「建設業許可申請等の確認資料について」をご覧ください。なお、提出いただいた確認資料は返却いたしませんので、あらかじめご了承下さい。

○許可申請・確認資料の送付先・問い合わせ先

〒980-8602

仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎 B棟
東北地方整備局 建政部 建設産業課 建設業許可担当
電話 022-225-2171（内線 6145、6147）

3. 許可後の届出等について

許可を受けた後、下記の届出事項に該当する際には、各種変更届出書の提出が必要ですので、許可申請書と同様に各県庁経由でご提出下さい。また届出事項によって下記の必要書類に加えて「確認資料」（「建設業許可申請等の確認資料について」参照）の提出が必要になる場合があります。その場合は、変更届出書の控えの写し（頭の1枚目のみ）を同封の上、必要な確認資料を東北地方整備局に直接郵送して下さい。

○変更届・確認資料の送付先・問い合わせ先

〒980-8602

仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎 B棟
東北地方整備局 建政部 建設産業課 建設業許可担当
電話 022-225-2171（内線 6147、6148、6145）

早見表(変更の届出に必要な書類)

届出事項	届出時期		2週間以内										30日以内										4ヶ月以内	
	経営業務の管理責任者の変更	経営者の氏名変更	専任技術者の変更							令3変更・追加	代表者の変更	商号・名称の変更	営業所の変更					資本金の変更	役員等の変更			建設業を廃止		事業年度を経過したとき
			削除(交替者有)	追加	削除(交替者無)	担当業種変更	所属営業所の変更	専技の氏名変更	新設(注1)				所在地の変更	名称の変更	営業業種の追加	営業業種の削除(注2)	営業所の廃止		追加	削除	氏名・役職	一部	全部	
提出書類																								
経営証明書	○	○																						
経営者の略歴書	○	○																						
専任証明書			○	○		○	○	○			◆			○										
合格証・実務経験証明書等				○		▲					◆													
届出書(22号の3)					○									○	○					○				
変更届出書(22号の2第1面)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
変更届出書(22号の2第2面)											○	○	○	○	○	○				○				
誓約書								○	○		◆							○						
登記されていないことの証明書								○	▲		◆							○						
身分証明書								○	▲		◆							○						
令3使用人の調書(注3)								○			◆													
役員等の調書									○									○						
役員等一覧表									○									○	○	○				
商業登記簿謄本									○	○	■	■	■				○	■	■	★				
株主(出資者)調書																	○	★	★					
廃業届																				○	○			
変更届出書(別紙8)																					○			
工事経歴書																					○			
直前3年工事施工金額																					○			
貸借対照表																					○			
損益計算書・完成工事原価報告書																					○			
株主資本変動計算書																					○			
注記表																					○			
附属明細書																					○			
事業報告書																					○			
納税証明書(法人税その1)																					○			
健康保険等の加入状況																					○			
令3一覧表																					※			
使用人数一覧表																					※			
国監者一覧表																					※			
定款																					※			
確認資料	経営	常勤性	○																					
		経験	○																					
	専技	常勤性		○		○	○				◆			○										
		経験(注4)		○		○					◆			○										
	令3	常勤性						○			◆													
		権限						○			◆													
営業所	存在									○	○													
	所有									○	○													
	戸籍抄本又は住民票		○					○																

- …提出必要
- ▲…既に提出している場合には省略可
- ★…記載事項に変更がなければ省略可
- ◆…営業所の移転に伴って専技、令3に変更があった場合に必要
- ※…変更がない場合には省略可
- ◇…営業所の移転に伴って専技、令3に変更があった場合に必要
- …登記がある場合のみ、提出必要
- ★…総株主の議決権の100分の5以上を有する株主等に変更がある場合に必要

(注1) 同時に専任技術者及び令3条使用人の追加についての届出も必要
 (注2) 複数業種を担当していた専任技術者が一部の業種のみ担当しなくなる場合、専任技術者証明書(担当業種の変更)も必要
 (注3) 役員が令3使用人を兼ねている場合は省略可(追加の場合のみ)
 (注4) 実務経験及び指導監督の実務経験の申請の場合のみ提出必要

4. 許可証明書の発行について

入札参加資格等の際に必要な、現に建設業の許可を有していることの「許可証明書」を発行しています。

東北地方整備局管内の大臣許可については、下記の許可証明願の様式と切手を貼付した返信用封筒を同封の上、東北地方整備局建政部建設産業課許可証明担当までお送りください。

なお、発行手数料は無料となっております。発行には証明願到達から1週間前後かかりますので、あらかじめご了承ください。

○許可証明書の送付先・問い合わせ先

〒980-8602

仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎 B棟

東北地方整備局 建政部 建設産業課 建設業許可担当

電話 022-225-2171 (内線 6148、6147)

(許可証明願 様式と記載例 A4)

平成〇年〇月〇日

国土交通省

東北地方整備局建政部
建設産業課長 殿

所在地 〇〇県△△市××××
商号 東北地方建設(株)
代表者 東北 太郎 印

建設業許可証明願

下記のとおり、建設業法第3条の規定により許可を受けていることを証明してください。

記

許可番号 国土交通大臣(般特-〇〇)第△△△号

許可年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

許可を受けた 建設業の種類	特定建設業	土木工事業 建築工事業
	一般建設業	左官工事業 内装仕上工事業

※「建設業許可証明願」の様式は東北地方整備局ホームページからダウンロード可能です。

【建設業許可申請に係る個人情報の利用目的等】

国土交通大臣が、建設業法第3条の規定に基づき提出される建設業の許可の申請書（同法第6条に基づく許可申請書の添付書類及び第11条（第17条で準用するものを含む。）に基づく変更等の届出書を含む。以下「許可申請書等」という。）により取得する個人情報は、次のとおり利用し、第三者に提供します。

なお、許可申請書類等の内容を確認するために提出していただく許可申請書等以外の資料により取得する個人情報については、許可申請の審査事務のみに利用し、他の目的で利用又は提供することはありません。

1. 許可申請の審査事務（国土交通大臣及び都道府県知事が行う許可審査事務において相互に利用する場合があります。）
2. 建設業の許可を受けた者に対する指導監督等の事務
3. 許可申請書等の閲覧
4. 国、地方公共団体及び建設業法施行令第27条の2に規定する法人が行う建設工事の発注業務について必要となる情報の提供（公共工事発注支援データベースシステムにより提供するものを含みます。）
5. 行政機関が保有する個人情報の保護に関する法律第8条第2項の規定による次の利用又は提供
 - ①本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき
 - ②国土交通大臣が法令に定める所掌事務の遂行に必要な限度で利用するとき
 - ③他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で利用するとき
 - ④専ら統計の作成又は学術研究の目的のための提供するとき
 - ⑤本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき
 - ⑥その他提供することについて特別の理由があるときの提供

この手引きの内容に関するお問い合わせ

国土交通省 東北地方整備局

建政部 建設産業課

住所：宮城県仙台市青葉区本町3-3-1

仙台合同庁舎 B棟

電話：022—225—2171

<http://www.thr.mlit.go.jp/>

平成29年6月